

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定  
（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域  
（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」  
について（答申）

令和2年12月

大阪市路上喫煙対策委員会

## 本委員会の結論

諮問のあった「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」については、審議の結果、適切であると考えます。

### 1 はじめに

大阪市は、路上喫煙対策の取組として、平成19年4月1日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年7月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成27年2月1日には都島区京橋地域を、平成31年2月1日には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を、令和2年2月1日には北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000円）を行っている。

一方、平成20年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

こうした中、近年、大阪には多くの観光客が訪れており、2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれることを見据え、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。また、禁止地区の拡大を求める市民の声が数多く寄せられ、全国的にも路上喫煙対策の取組が広がり、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「当委員会」という。）は、令和2年9月7日に、大阪市長から「『路上喫煙禁止地区』の新たな指定「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」について」の諮問を受けた。

今回の諮問について、当委員会は、「中央区長堀通り地域」は、中央区役所を通じてこれまでの地元自治会や地元団体の長きにわたる啓発活動を踏まえ、街のさらなるイメージ

アップを図るため、「こども本の森中之島周辺地域」は、文化・集客ゾーンである中之島の魅力をさらに高めるための施策であることを確認し、パブリック・コメントの結果や喫煙設備、啓発手法等について、真摯な審議を進めてきた。

今回の禁止地区指定は、地元の住民や企業などの取組及び大阪市の施策の積み重ねにより禁止地区指定に至っており、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりが行われていることの成果を示すものである。

また、外国人観光客が多く訪れる、観光スポットを含むエリアであることから、より多くの方々への喫煙マナーの啓発につながり、市民等の安心、安全及び快適な生活環境が確保されることを期待するものである。

こうした審議を踏まえ、当委員会は、次のとおり答申する。

## 2 禁止地区の指定について

平成24年12月、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の諮問を受け、平成25年6月に当委員会は、「新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」、また、禁止地区の区域（範囲）については、「禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。」との答申を行った。

今回の禁止地区である「中央区長堀通り地域」は、これまで、地元自治会や「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体でもある地元団体が、35年にわたり定期的に清掃活動や路上喫煙の啓発活動を行ってきた地域であり、地元による啓発活動が精力的に実施されている地域であることから、禁止地区に指定することは、路上喫煙対策の実効性を高めることにつながると考える。

「こども本の森中之島周辺地域」は、令和2年7月5日に、本や芸術文化を通じて子どもたちが豊かな創造力を育む文化施設として、「こども本の森 中之島」が開館され、中之島エリア全体の回遊性向上を目的とした歩行者空間化の整備が行われるなど、多く

の市民や観光客が訪れる、非常ににぎわいが期待される地域であり、禁止地区に指定することで、中之島の魅力がさらに高まるものとする。

また、両地域ともに複数の交通機関が乗り入れる観光拠点となるエリアであり、両地域の乗降客数は1日57万人を超えることから、啓発効果・PR効果の高い地域であるといえる。

2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催に向け、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るためにも、「中央区長堀通り地域」及び「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」を禁止地区に指定することは、安全・安心できれいなまちづくりの取組促進につながり、市民だけでなく、国内外からの来阪者にも大阪のまちに好印象をもってもらえるものとする。

今回の「中央区長堀通り地域」の禁止地区指定は、地域団体が中心となって議論を進め、区政会議に諮られるなど、区の総意に基づいて行われたものであり、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」の禁止地区指定については、大阪市会における質疑を契機に検討を進めたものである。

両地域とも前記の当委員会答申にも合致していることから、禁止地区に指定することについて、当委員会としても適切であると判断する。

### 3 禁止地区の区域（範囲）について

「中央区長堀通り地域」の禁止地区の区域（範囲）は、長堀通りの西は阪神高速道路高架下付近の交差点（東側）から東は堺筋の交差点（西側）までの約800メートルの一本の道路、また、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」の禁止地区の区域（拡大範囲）は、東は堺筋（難波橋）からこども本の森中之島前の歩行者空間化された区域、西は御堂筋までの大阪市役所南側、土佐堀川沿いを含めた区域としており、いずれも境界は明瞭となっている。

#### 4 啓発について

禁止地区を示す標識や看板等については、両地域とも地域や本市施設、民間施設、鉄道事業者等への協力を得ながら、多言語表記による独立柱看板、貼付型看板、路面シール等を活用し、適切かつ効果的な啓発を実施することとしており、市民や外国人観光客等による「禁止地区の区域」の識別は容易であり、妥当かつ適切であると考えます。

禁止地区の周知は重要であることから、様々な手法による啓発や周知を検討し、より多くの標識や看板等の設置及び啓発の実施に取り組むことを求める。

マナー・モラルの向上を図るため、路上喫煙の防止に関する条例の趣旨をより多くの市民等に、周知することが必要であり、今回公募委員から提言のあった、たばこの販売段階における啓発の実施といった手法についても、積極的に検討を進められたい。

また、喫煙者がマナーを守った喫煙場所を把握することも重要であり、多言語表記を含めわかりやすい表記による喫煙所の周知・案内も行うべきである。

#### 5 喫煙所（喫煙設備）について

喫煙所（喫煙設備）については、両地域ともに、既存の喫煙所を活用して新設は行わない、との説明が事務局からあった。「中央区長堀通り地域」は、禁止地区内にある既存の三休橋喫煙所を、「こども本の森中之島周辺地域」は、既存の堂島公園喫煙所をそれぞれ活用する予定であるが、今回実施したパブリック・コメントにおいて、喫煙所（喫煙設備）の新設や増設を求める意見が多く寄せられた一方で、既存の喫煙所の改善や撤去を求める意見も多く寄せられている。

喫煙所（喫煙設備）については、当委員会において、これまでも数度にわたり議論を行ってきたところであり、慎重な検討・対応が求められている。加えて、平成25年6月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』

を設けられたい。」と提言しており、喫煙者・非喫煙者双方の立場に立った喫煙所（喫煙設備）の整備が求められている。

また、改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例により、屋外でも喫煙の際には周囲の状況に配慮をしなければならないとされているところである。

よって、当委員会は、大阪市に対し、今後とも関係先や地元団体と十分協議したうえで、禁止地区内若しくは禁止地区にできる限り近い場所に、「喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』」を設けることに引き続き努力されることを求めるとともに、整備する喫煙所（喫煙設備）については、厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」に準拠した、周辺を通行する人にも十分に配慮がなされたものであることを強く求める。

## 6 その他

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に、路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐという趣旨から、「火のついたたばこで生じる火傷や火災の防止」、「受動喫煙による健康被害の防止」、さらには「吸い殻のポイ捨ての防止」という3つの観点により設けられた条例である。

その後、条例施行から10年が経過しており、改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行など、受動喫煙に対する意識や社会情勢は大きく変化してきている。

当委員会としては、今後、大阪市においても路上喫煙対策と受動喫煙対策の担当局をはじめとした関係部局が連携を密にし、より一層の喫煙対策に努められるとともに、それらが時宜にかなったものとなるよう、不断の検証や見直しが進められるよう求めるものである。

大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

令和2年 9月 7日（月） 第33回 委員会（諮問）

11月11日（水） 第34回 委員会

12月 9日（水） 第35回 委員会